

食安基発第 0119002 号  
平成 18 年 1 月 19 日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部基準審査課長  
(公印省略)

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に規定する乳等の成分規格の試験法並びに食品、添加物等の規格基準に規定する添加物の試験に用いる試液等について

乳等の成分規格に係る試験法については、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号。以下「乳等省令」という。）にて規定され、成分規格適合性の判断に用いられているところである。また、添加物の試験に用いる試液等については、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）にて規定されているところである。

今般、平成 18 年 1 月 18 日付で労働基準局安全衛生部長より「アスベスト製品の代替化の促進について」が関係事業主団体等あて通知され、関係法令の整備を行い平成 18 年度中の施行を行うこととするものの、法令の整備を待つことなく、可能な限り速やかにアスベスト製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用を中止すること等が示されたところである。  
(別添)

については、既に使用実態はないと考えられるものの、乳等省令に示す乳等の成分規格に係る試験法である、別表第 1 の二の（七）の（1）の 7 の a に示す乳糖の定量法及び別表第 1 の二の（七）の（3）の 1 に示す無脂乳固形分の定量法について、両試験法に規定される石綿付金網及び石綿網、並びに告示に示す添加物の試験に用いる試液である、告示第 2 添加物の部 C 試薬・試液等の項 1. 試薬・試液の目中「モリブデン酸アンモニウム試液」及び添加物の試験に用いられる容量分析用標準液である同項 2. 容量分析用標準液の目中「0.02mol/l 過マンガン酸カリウム溶液」に規定される石綿は使用せず代替製品を使用されるようお願いする。

なお、上記規定に関する乳等省令及び告示の改正については、関係法令の整備に合わせ行うこととしていることを申し添える。